

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）

【目次】

(前文)

第1 基本方針

第2 防疫措置

1 病性決定までの措置

- (1) 異常牛等の通報等
- (2) 死亡牛の届出等
- (3) サーベイランスの実施
- (4) と畜場への出荷牛
- (5) 検査等
- (6) 病性決定までの連絡及び通報体制

2 発生時の対応

- (1) 患畜、疑似患畜の範囲
- (2) 患畜発生農場等における措置
- (3) 疫学関連農場の措置
- (4) と畜場における発生時の措置

3 感染源及び感染経路の究明

- (1) 疫学調査の実施
- (2) 感染源及び感染経路の究明

第3 その他

1 危機管理体制の構築

2 試験研究機関等との連携

3 本病の患畜の確認に関する情報の伝達

4 牛の個体識別台帳の利活用

【本文】

牛海綿状脳症（BSE）（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下「本病」という。）は、BSEプリオンを病原体とする牛のプリオン病であり、2年以上の長い潜伏期間の後、行動異常、運動失調等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月の経過で死に至る疾病である。

本病は、1986年に英国において初めて確認され、その後、英国での発生が急増し、ピーク時の1992年には37,280頭の患畜が確認された。また、1990年代にはヨーロッパ大陸に広がり、2004年〇〇月までにヨーロッパを中心に〇〇か国で発生が報告されている。我が国においても、平成13年9月、初めて本病の患畜が確認され、その後、平成16年〇〇月までに〇〇頭の患畜が確認されている。さらに、平成15年6月にはカナダで、12月には米国で初めての本病の患畜が確認されている。

本病は、空気感染や接触感染をするものではないが、BSEプリオンに汚染された飼料等の摂取により感染するとされており、このような本病の特徴を踏まえ、その発生予防及びまん延防止を図るためには、家伝法に基づく各種措置を適切に実施するとともに、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「BSE特措法」という。）に基づく死亡牛の検査、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料の給与禁止措置等各種対策を的確に実施する必要がある。

本指針は、このような認識の下に、我が国で最も警戒すべき家畜伝染病の一つである本病に関して、国、都道府県（以下「県」という。）、市町村等が連携して取り組んでいくべき、的確な発生予防及びまん延防止措置の実施、迅速かつ正確な情報の伝達等の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくこととする。

第1 基本方針

本病の防疫対策は、BSEプリオンに汚染された飼料が牛に給与されないよう、輸出国における本病の発生状況及び発生リスクに関する情報に基づいた的確な輸入検疫を実施し、また、反すう動物由来たん白質を原料又は材料とする飼料の反すう動物への給与禁止措置を確実に実施し、発生の予防を図るとともに、本病を疑う症状を呈した牛又は死亡した牛の検査及び検査に基づく措置を的確に実施し、そのまん延防止を図ることが重要であり、これらの対策を着実に遂行することにより、本病の清浄国への早期復帰に努めることが基本となる。

関係者にあつては、本病に係る防疫の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体

となって、これらの発生予防及びまん延防止の措置の的確な実施のための体制の維持を図るとともに、発生時において迅速かつ的確なまん延防止措置が講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

第2 防疫措置

1 病性決定までの措置

(1) 異常牛等の通報等

ア 県畜産主務課は、家畜の所有者、管理者、獣医師等に対し、農場段階において治療に反応せず「性格の変化」、「音、光、接触等に対する神経過敏」、「頭を低くし柵等に押しつける動作を繰り返す」若しくは「歩様異常又は後躯麻痺」という進行性の臨床症状（以下「特定臨床症状」という。）を呈した牛（以下「異常牛」という。）又はと畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等によりと殺・解体禁止となった牛を発見した時は、その旨を速やかに家畜保健衛生所長（以下「所長」という。）に通報するよう周知する。

イ アの通報を受けた所長は、家伝法第51条に基づく家畜防疫員（以下「防疫員」という。）による立入検査の実施を指示する。防疫員は、届出事項を調書に正確に記録した上で、遅滞なく県畜産主務課に報告し、県畜産主務課は、農林水産省消費・安全局衛生管理課（以下「衛生管理課」という。）に報告する。

ウ 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、イによる立入検査若しくは防疫員が行うその他の検査により、異常牛と判断された牛又は防疫員が経過観察が必要と認めた牛について、BSEの患畜となるおそれがあるものとして21日間を超えない範囲内で家伝法第14条第3項に規定する移動の制限の指示を行い、その間に臨床症状を確認し、異常牛と判断された牛は、家伝法第2条第2項に規定する疑似患畜として家伝法第20条の規定に基づき病性鑑定を行う。

また、立入検査等に当たって、特定臨床症状が確認された牛の死体が確認された場合も、病性鑑定を行う。

なお、本病が否定された場合であっても、必要に応じて類症鑑別を行う。

エ 本病の症状が確認できないような全身症状を呈するものであって、敗血症、高度の黄疸等の理由によりと殺・解体禁止となった牛について、県食品衛生主務課から通報を受けた場合は、必要に応じて家伝法第14条第3項に規定する家保の監視下による移動の制限を実施し、特定臨床症状を確認する。防疫員は、とう汰処分される24か月齢以上の牛が必ず本病の検査を受け、陰性のもの以外が化製処理等に供されないことを確認する。

オ 県畜産主務課は、獣医師等関係者に対し、特定臨床症状のみならず、ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛及び起立困難又は起立不能を示し原因が特定

できない牛を確認した場合にも、速やかに家保に連絡するよう周知し、生産段階における本病の検査の適切な実施についての協力を求める。

(2) 死亡牛の届出等

ア 届出の方法等

県知事は、死亡牛を的確に把握及び処理するため、24か月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師（獣医師による検案を受けていない牛の死体については、その所有者）がBSE特措法第6条第1項に基づき、当該牛の死体の所在地を管轄する県知事へ文書又は口頭で遅滞なく届出を行うよう、関係者に周知し、協力を依頼する。

イ 届出事項の報告

県畜産主務課は、死亡牛の届出状況について、家伝法第5条第3項の規定に基づく(5)のウの(7)の報告に合わせ、衛生管理課あて報告する。

(3) サーベイランスの実施

家保は、生産段階における本病の発生の確認のため、以下の牛を対象としてサーベイランスを行うものとし、本病の検査を実施した場合には、衛生管理課あて報告する。

ア 2の(1)のイの規定により疑似患畜とされた牛（疑似患畜と決定する以前に病性鑑定を行った牛も含む。）

イ 本病を疑う中枢神経症状等を呈した牛

(7) 1の(1)のウの規定により異常牛と判断され、疑似患畜とされた牛

(イ) と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛

ウ BSE特措法第6条第2項の規定により、本病の検査を受けることとされた死亡牛（イの(イ)に該当するものを除く。）

なお、当該牛の実態を正確に把握する必要があるため、次の(7)から(ウ)までのいずれかに分類し、報告する。

また、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「BSE特措法施行規則」という。）第2条により届出が除外される死亡牛（と畜場でと殺された場合を除く。以下同じ。）についても、家伝法第16条の規定によりと殺された場合及び防疫員が病原体を散逸されるおそれがあると判断した場合を除き、原則として本病の検査を実施し、次の(7)から(ウ)までのいずれかに分類し、報告する。

(7) ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛及び起立困難又は起立不能で原因が特定できない牛でイの(7)以外のもの

(イ) と畜場における生体検査で上記イの(イ)以外の理由により、と殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛

(ウ) ア、イ並びにウの(7)及び(イ)以外の牛であって死亡し又はとう汰されたもの

エ その他

ア、イ及びウ以外の牛であって防疫員が必要と認めたもの。具体的には24か月齢未満のものであって、ウの(7)から(イ)までのいずれかの条件に該当する牛等。

(4) と畜場への出荷牛

県は、と畜者に対し、防疫措置を的確かつ迅速に実施するため、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛個体識別法」という。）第13条第2項に基づくと殺の届出が遅滞なく行われるよう指導する。

(5) 検査等

ア 検査体制

(7) 家保

a 家保は、エに留意し解剖及び採材を行い、迅速診断検査を実施する。当該検査の結果、陽性の場合には、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に検体材料を送付する。

b 死亡牛については、あらかじめ次の事項に留意して必要な管理等の手順を定める。ただし、県畜産主務課が、あらかじめ衛生管理課と協議した場合にあっては、この限りでない。

(a) 施設の要件

① 死亡牛のストックポイント、検査材料採材施設及びこれらに附帯する施設（以下「ストックポイント等」という。）は、他の場所と明確に区分されていること。

② スtockポイント等は、洗浄及び消毒が可能な構造及び設備となっていること。

③ 廃水及び廃棄物は必要に応じて消毒が行える構造及び設備となっていること。

④ 作業員及び作業車輛の消毒のための設備を備えていること。

⑤ 病原体の散逸を防ぐための措置を適切に講じることができること。

(b) 管理等の手順

① 防疫員又は県が指定する者（以下「防疫員等」という。）は、保管場所において検査対象牛の死体と届出事項を確認し、採材を行い、検査中の適切な管理について自ら行うとともに、関係者に対して必要な指示を行うこと。また、本病に関する試験研究を推進するため、患畜と診断された牛が動物衛生研究所等において適切に試験研究に利用でき

るよう、家保における本病の検査が陽性となった時点で頭部を直ちに冷凍保存する等の必要な措置を講ずるよう努めること。

- ② 採材及び保管に際しては、病原体の散逸防止のため、保管、洗浄、汚水の消毒等を適切に実施すること。
- ③ 防疫員等は、検査終了後の死亡牛に検査済みの標識等を行い、当該標識等の付されたもののみが保管場所から搬出されるよう措置すること（本病の感染が確認された場合は直ちに2に基づく措置をとること。）。
- ④ 検査済みの死亡牛の移送、焼却、埋却、化製処理若しくは肉骨粉の焼却等が適切に行われ、かつ、確実に確認できること。
- ⑤ ①から④までの措置が確実にとられたことを記録として残し、個体ごとに確認できること。
- ⑥ その他防疫員等が必要と認めた事項に関すること。

(4) 動物衛生研究所

家保から送付されてきた検体材料については、原則としてウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査により確定検査を実施する。

イ 検査手法及び診断

原則として、検査は家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に基づき実施し、診断は家保における迅速診断検査が陽性で、かつ、動物衛生研究所におけるウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査がいずれも陽性、又はいずれか一方が陽性の場合、陽性と判定する。また、必要に応じて、確定診断のための「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会プリオン病小委員会」を開催する。

ウ 死亡牛検査の実施状況の報告等

(7) 所長は、死亡牛検査の実施状況を取りまとめ、県畜産主務課に報告し、県畜産主務課は所長からの報告を取りまとめ、衛生管理課あて報告する。

(4) BSE特措法施行規則第2条により届出が除外される死亡牛について、本病の検査を実施した場合にも、その結果を衛生管理課へ報告する。

エ 本病の検査に係る解剖・採材に当たっての留意点

本病の検査に係る解剖・採材に当たっては、大きなシートの上又は施設及び汚水が消毒可能な場所で解体し、死体はすべて焼却する。ただし、疑似患畜以外のものにあつては、陰性が確認された後に化製処理を行い、焼却し、又は埋却することを妨げない。

解剖・採材終了後、使用したゴム手袋等焼却可能な物品はすべて焼却し、その他、器具、解剖室等は適切な方法により消毒する。

(6) 病性決定までの連絡及び通報体制

ア 異常牛等の通報があつた場合

(7) 家畜の所有者、獣医師等から異常牛等の通報を受けた所長は、直ちに、当該県畜産主務課（以下「検査県畜産主務課」という。）に連絡するとともに、疑似患畜と判断された場合は病性鑑定（迅速診断検査）を実施し、当該牛が飼養されていた農場等における防疫措置（移動の自粛等、と畜場由来のものは出荷農場の特定等）に着手する。

なお、出荷農場が当該県外であることが確認された場合には、出荷農場が所在する県の畜産主務課（以下「出荷県畜産主務課」という。）に連絡し、連絡を受けた出荷県畜産主務課は、直ちに、出荷農場の特定等を行うとともに出荷農場における防疫措置（移動の自粛、疫学調査等）に着手する。

(4) 家保は、病性鑑定（迅速診断検査）の結果が陽性であった場合には、検査県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた検査県畜産主務課は、直ちに、県食品衛生主務課、出荷県畜産主務課及び衛生管理課に連絡するとともに、動物衛生研究所へ確定検査の依頼を行う。出荷県畜産主務課は、引き続き出荷農場における防疫措置（移動の自粛、疫学調査等）を実施する。

(5) 動物衛生研究所は、確定検査の結果を衛生管理課及び検査県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた検査県畜産主務課は検査県食品衛生主務課及び出荷県畜産主務課へ、衛生管理課は出荷県畜産主務課及び厚生労働省へ、それぞれこの旨を連絡する。また、本病と診断された場合は、検査県及び衛生管理課は、確定診断の結果を公表する。県は、家保、市町村、団体等との連携を密にし、現地の防疫措置を強化する。

イ サーベイランス検査の場合

(7) 家保は、迅速診断検査の結果が陽性となった場合には、検査県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた検査県畜産主務課は、県食品衛生主務課、出荷県畜産主務課及び衛生管理課に連絡するとともに、動物衛生研究所へ確定検査の依頼を行う。

(4) 衛生管理課は、厚生労働省及び出荷県畜産主務課に陽性結果を連絡する。連絡を受けた出荷県畜産主務課は、出荷農場における防疫措置（移動の自粛、疫学調査等）に着手する。

(5) 動物衛生研究所は、確定検査の結果を衛生管理課及び検査県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた検査県畜産主務課は検査県食品衛生主務課及び出荷県畜産主務課へ、衛生管理課は出荷県畜産主務課及び厚生労働省へ、それぞれこの旨を連絡する。また、本病と診断された場合は、検査県及び衛生管理課は、確定診断の結果を公表する。県は、家保、市町村、団体等との連携を密にし、現地の防疫措置を強化する。

ウ と畜検査における場合

(7) 検査県畜産主務課は、検査県食品衛生主務課からと畜検査（迅速診断検査）での陽性結果及び出荷県等について連絡を受けた場合は、直ちに衛生管理課

及び出荷県畜産主務課に連絡する。

- (4) 出荷県畜産主務課は、直ちに出荷農場の特定等を行うとともに、出荷農場における防疫措置（移動の自粛、疫学調査等）に着手する。衛生管理課は、出荷県畜産主務課に陽性結果を連絡するとともに、出荷農場の特定状況等を確認する。
- (5) 衛生管理課は、厚生労働省から確認検査の結果について連絡を受けたときは、速やかに検査県畜産主務課及び出荷県畜産主務課にその結果を連絡する。また、確定診断の結果、本病と診断された旨連絡を受けたときは、同様にその結果を連絡するとともに、その結果を厚生労働省と連携して公表する。県は、家保、市町村、団体等との連携を密にし、現地の防疫措置を強化する。

2 発生時の対応

(1) 患畜、疑似患畜の範囲

ア 患畜

1の(5)の検査の結果、本病と確定診断された牛は患畜とする。なお、と畜検査により確定診断された牛については、家伝法第58条の手当金の対象にはならない。

イ 疑似患畜

(7) 患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される次の牛については、疑似患畜とする。

a 当該牛が1歳になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、患畜と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与歴についての調査結果が得られない場合は、患畜の生まれた農場（牛群）において、患畜が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛。

b 患畜が発病する前2年間以内及び発病後に患畜から生まれた産子。

(4) 1の(5)の検査の結果、陽性とも陰性とも確定診断することができない牛については、疑似患畜とする。

(2) 患畜発生農場等における措置

ア 防疫員のうち、現場を総括することが可能な総括責任者を定め、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにして、現地の防疫員による措置をとる。

イ 防疫員は、同居牛の隔離等の家畜防疫上の指示を行うとともに、体系的な疫学調査を進める。疑似患畜については、順次、殺処分を行い病性鑑定を行うとともに死体は必ず焼却する。

ウ 同居歴により疫学的な関連性がある牛（疑似患畜を除く。）及び中枢神経症状等から患畜となるおそれがある牛については、家伝法第14条第3項に規定する家保の監視下による移動の制限を実施し、特定臨床症状が確認された場合は家伝法第2条第2項に規定する疑似患畜として、家伝法第20条の規定に基づ

き病性鑑定を実施する。特定臨床症状が確認されなかった場合には、移動の制限の期間が終了した後は通常の見取りとする。

エ 防疫員は、個体ごとの疫学情報等、患畜の発生農場、導入元等における情報等を徹底して収集する。また、国、関係県及び関係機関と連携して、飼料や動物用医薬品等生産段階における肉骨粉等の使用の有無等について確実に把握する。

オ 消毒などの措置

当該農場等は、家伝法第25条に基づき、十分に清掃、水洗及び消毒を行う。

カ 汚染物品の範囲

BSEプリオンによる汚染のおそれがある物品は汚染物品とする。なお、患畜生存時の患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際胚移植学会（International Embryo Transfer Society）の勧告にしたがって採取され取扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品にはあたらない。

キ 防疫員は、(1)のイの(4)の疑似患畜を発見した場合は、(1)のイの(7)のa及びbを準用して当該疑似患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される牛について、ウに準じた措置を講ずる。また、当該牛が死亡し、又はとう汰された場合は、1の(3)による本病の検査の結果を確認する。

(3) 疫学関連農場の措置

患畜が飼養されたことのない農場において疑似患畜が飼養されている場合には、当該疑似患畜のみに移動の制限を実施するが、その他の牛については特段の措置を講じない。

(4) と畜場における発生時の措置

ア 迅速診断検査で陽性と判定された場合

(7) と畜場の所在する県の畜産主務課は、県食肉衛生検査所等を通じて出荷農場の特定を行うとともに、当該牛から生産されたすべてのもの（枝肉、内臓、蹄等）とその所在を特定し、と畜場外に搬出されていないことの確認を行う。

(4) 当該牛の出荷農場が所在する県の畜産主務課は次の措置を講ずる。

a 当該農場の同居牛について、移動の自粛の要請及び飼養状況、飼料給与状況等の把握。

b 疑似患畜の焼却方法、同居牛の病性鑑定、運搬方法等の検討。

(4) 当該牛から生産されたものが所在する県の畜産主務課は次の措置を講ずる。

a 当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のあるものの留保の指導、確認。

b 汚染物品の焼却方法等の検討。

イ 患畜と診断された場合

(7) 当該と畜場の所在する県の担当家保は、と畜検査員が指導して行うと畜場の消毒、患畜の焼却の確認を行う。

- (イ) 患畜の出荷農場が所在する県の担当家保は、出荷農場の同居牛について、疑似患畜を特定し、当該県の畜産主務課は2の(2)に定めるところにより病性鑑定、焼却処分及び消毒を行うとともに、肉骨粉飼料、動物用医薬品等の給与及び投与状況等の疫学調査を進める。
- (ウ) 患畜から生産されたものが所在する県の畜産主務課は、次の措置を講ずる。
 - a 患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその留保。
 - b 汚染物品の焼却方法の指示。

3 感染源及び感染経路の究明

本病の再発防止とまん延防止に資するため、感染源及び感染経路の究明を行うことが重要である。特に、本病の場合は発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有し、因果関係の認知が困難であることから、疫学的手法による分析・評価が必要である。

(1) 疫学調査の実施

本病の患畜が飼養されていた農場が所在する県は、国、関係県、関係市町村、関係機関等の協力を得て、当該患畜への飼料の給与状況等の疫学調査を実施する。この場合、本病は科学的に未解明の点も多いことから、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査することが重要である。

(2) 感染源及び感染経路の究明

国は、患畜の疫学調査を行う県、動物衛生研究所、独立行政法人肥飼料検査所等と協力して、本病の原因とされるBSEプリオンの飼料等への混入の可能性の有無を確認するため、飼料等の原材料の流通経路、成分等に関する調査を実施するなど、専門家の疫学的な分析手法を踏まえた感染源及び感染経路の究明に努める。

第3 その他

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、国、県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。

また、県は、万一の発生の際には、円滑な防疫措置を講じることができるよう、周辺県及び県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ等を実施し、防疫体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2 試験研究機関等との連携

本病は科学的に未解明の点も多いことから、本病の発生予防やまん延防止措置を

的確に推進していくため、本病に関する知見の収集や試験研究の積極的な推進が必要である。このため、国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努める。

また、本病は、ヨーロッパを中心に世界各国で発生がみられることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、国は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局（OIE）その他の国際機関との積極的な情報交換に努める。

3 本病の患畜の確認に関する情報の伝達

本病の患畜が確認された場合には、国、県等は、当該牛及び発生農場における飼養管理の概要等患畜に関する情報について、プレスリリース、ホームページ等を通じて適切に公表する。

また、公表の際には、本病の特性とともに疑似患畜の隔離など適切な防疫対応が図られていること等についても説明し、当該牛に関連する地域において、本病の患畜が発生した農家のプライバシーに配慮しつつ、過剰な取材を行わないよう報道機関等に協力を求める。

4 牛の個体識別台帳の利活用

本病の防疫措置に当たっては、患畜の生産・出荷農場、患畜との同居牛、疑似患畜等の特定を迅速かつ的確に行う必要があるため、独立行政法人家畜改良センター等の協力を得て、牛個体識別法に基づき農林水産大臣が作成している牛個体識別台帳の情報を適切に利活用する。